

令和2年11月2日

検証を踏まえた今後のオンライン診療 について

オンライン診療についての各種閣議決定における記載

【経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）【抜粋】】

第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）

新しい生活様式の中、遠隔教育、オンライン及び電話による診療・服薬指導について、利用者を含めた多様な関係者の意見を踏まえつつ、検証を進めていく。（略）

オンライン診療について、電子処方箋、オンライン服薬指導、薬剤配送によって、診察から薬剤の受取までオンラインで完結する仕組みを構築する。

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

オンライン診療等の時限的措置の効果や課題等の検証について、受診者を含めた関係者の意見を聞きエビデンスを見る化しつつ、オンライン診療や電子処方箋の発行に要するシステムの普及促進を含め、実施の際の適切なルールを検討する。

【成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）【抜粋】】

6. 個別分野の取組

vii) 次世代ヘルスケア

イ) ICT、ロボット、AI等の医療・介護現場での技術活用の促進 (オンライン医療の推進)

・関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集、事例の実態把握を進めるとともに、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた時限的措置の検証を行い、それらの結果等に基づき、オンライン診療の適切な実施に向けたガイドラインを定期的に見直す。**

・次期診療報酬改定に向けて、オンライン診療料の普及状況を調査・検証し、安全性・有効性が確認された疾患については、オンライン診療料の対象に追加することを検討する。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた時限的措置の検証を行い、その結果等に基づき、オンライン診療料の見直し等を検討する。さらに、オンライン診療の実施方法や実施体制等の要件についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた時限的措置の検証結果等に基づき、オンライン診療の適切な普及・促進に向けて必要な見直しを行う。

7. 地域のインフラ維持と中小企業・小規模事業者の生産性向上

（2）新たに講すべき具体的施策

iv) 国家戦略特区の推進

② 「新たな生活様式」に対応した規制改革の推進

ア) オンライン診療に係る時限的・特例的措置の継続的実施等

・新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の定着を図る中で明らかになった具体的ニーズや課題を踏まえた上で、毎冬課題となる季節性インフルエンザの初診からの対応も含め、令和2年4月10日付厚生労働省事務連絡の取扱いのうち医療の現場に定着すべき所要の措置について、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえつつ、2020年内を一つの目途として検討を行う。

今後のオンライン診療に関する発言

令和2年9月23日デジタル改革関係閣僚会議 総理発言(抜粋)

この新たな組織の創設により、国、自治体のシステムの統一・標準化を行うこと、マイナンバーカードの普及促進を一気呵成(かせい)に進め、各種給付の迅速化やスマホによる行政手続きのオンライン化を行うこと、民間や準公共部門のデジタル化を支援するとともに、オンライン診療やデジタル教育などの規制緩和を行うことなど、国民が当たり前に望んでいるサービスを実現し、デジタル化の利便性を実感できる社会をつくりたいと考えます。

令和2年10月9日閣議後会見での田村厚生労働大臣発言(抜粋)

平井IT担当大臣、河野行革担当大臣といろいろと打合せ、申し合わせをさせていただきました。確認した点は、1つはオンライン診療についてであります。安全性と信頼性をベースに、初診も含めオンライン診療は原則解禁することでそれが合意と言いますか、意識合わせをしたということです。安全性と信頼性をベースに、ということです。そして、オンライン診療は、電話ではなく映像があることを原則とするということです。電話だとなかなか症状が分からぬこともありますので、そういう意味でこのようなことを改めて確認いたしました。

令和2年10月14日共同会見での田村厚生労働大臣発言(抜粋)

問題はその安全性と信頼性というものをどういうもので担保するかということなので、これはこれから専門家の意見もお聞きしながら決めてまいりたいと思いますし、全ての疾患全部というわけにはいかないのかも分かりませんので、どういう疾病なのか症状なのか中々そこは私も専門家じゃないので難しいのですが、そこらへんも専門家の方々、有識者の方々にご意見をいただきながらしっかりと安心して利用者の方々がオンライン診療を受けていただけるようそういう環境を作つて恒久化していきたいと思います。

今後のオンライン診療の検討にあたっての考え方

資料1再掲

○新型コロナウイルス流行以降の時限的措置

- 新型コロナウイルス感染症の急速な拡大、簡便な診断キットや治療薬がない状況、感染防止に伴い生じる医療アクセスの困難さ、個人防護具の不足、患者や国民の感染への不安の増大等、平時ではない状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの時限的な措置を検討した。
- 措置の内容については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点や、患者の受診行動の観点から、対面診療を行わないことによる疾患の見逃しや重症化のリスクと、対面診療による感染を懸念して、医療機関への受診自体ができないことのリスクとの比較考量を行った。



○今後のオンライン診療のあり方の検討

- ◆ 安全性と信頼性をベースに、初診も含めオンライン診療は原則解禁する
- ◆ オンライン診療は、電話ではなく映像があることを原則とする
- ◆ 安全性と信頼性については、オンライン診療を行うことによる患者の利便性等のメリットと、対面診療を行わないことによる疾患の見逃し・重症化のリスクや、患者と医療機関の感染やトラブルのリスク等を総合的に考慮する
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的措置の検証結果を踏まえつつ、今後のオンライン診療のあり方として具体的に位置づけるものを検討する。

今後のオンライン診療の方向性(案)

今後のオンライン診療の設定にあたっての検討の観点(再掲)

- ◆ 安全性と信頼性をベースに、初診も含めオンライン診療は原則解禁する
- ◆ オンライン診療は、電話ではなく映像があることを原則とする
- ◆ 安全性と信頼性については、オンライン診療を行うことによる患者の利便性等のメリットと、対面診療を行わないことによる疾患の見逃し・重症化のリスクや、患者と医療機関のトラブルのリスク等を総合的に考慮する

「安全性」の課題



- 「安全性」とは、患者が安全に診療行為を受けることであり、時限的措置の下では、以下の点等が課題として指摘されている。

初診に関するもの

- ・ 数多くの疾患が原因となりうる腹痛等、初診のオンライン診療では診断が難しい症状があること
- ・ 心筋梗塞の可能性がある胸痛等、すぐさま対面診療が必要な症状があること
- ・ 未承認薬を敢えて処方する場合等、高いリスクが伴う治療は対面診療で十分な情報を得る必要があること
- ・ 過去に当該医療機関の受診歴がない場合には、上記のリスクが増大し、対面診療の必要性が増すこと
- ・ 電話の場合は、特に情報が少なくなるので、上記のリスクが増加すること

再診以降に関するもの

- ・ 診断が難しい症状について、オンライン診療のみでは対症療法が続くこと
- ・ 診断がつかないことにより、重大な疾患が見落とされる可能性もあること

共通するもの

- ・ 医師がオンライン診療による診断、治療を学ぶ機会が少ないと

今後のオンライン診療の方向性(案)

「信頼性」の課題

- 「信頼性」とは、医師・患者関係における信頼のことであり、時限的措置の下では、以下の点等が課題として指摘されている。

初診に関するもの

- 電話のみで映像がない場合は、顔や保険証・身分証等で本人確認をすることもできないこと
- 初対面の医師に対面診療に呼ばれるよりも、顔見知りの医師、あるいは受診しやすい医療機関に呼ばれる方が受診しやすく、安全な医療にも繋がること

再診以降に関するもの

- 同じないしは連携する医師による、対面診療とオンライン診療を組み合わせた適切なフォローアップが望ましく、安全な医療にも繋がるためその担保が必要

共通するもの

- 疾患の見逃し等が起り、訴訟等のトラブルに発展した場合に、医師が対面診療ではなくオンライン診療を行ったこと自体を問題視され得ること
- その際、患者がオンライン診療をどのように理解し、また医師がどのように説明していたかが論点ともなりうること
- デジタル化の進展の中で、医師の資格確認や患者の本人確認をより確実に行うことが可能となること